

## 令和4年大川広域行政組合公告第5号

次のとおり大川広域行政組合所有財産（物品）の売払いについて、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大川広域行政組合契約規則（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号。以下「契約規則」という。）第6条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年10月19日

大川広域行政組合  
管理者 大山茂樹

### 第1 入札に付する事項

#### 1 売払物品名

トヨタマークIIワゴン

#### 2 数量

1台

#### 3 売払物品の主な緒元

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 初年度登録年月 | 平成8年6月   |
| (2) 乗車定員    | 5名   |
| (3) 車検満了日   | 令和5年6月23日  |
| (4) 車両保管場所  | 大川広域行政組合事務局<br>(香川県さぬき市津田町津田112番地33)<br>(現車確認可能(第4 売払物品の公開を参照。)) |
| (5) 車両写真    | 第16 トヨタマークIIワゴン写真のとおり。   |

※その他の緒元は、第17 売払物品緒元を参照すること。

### 第2 予定価格の事前公表

予定価格（最低売払価格） 金26,400円（消費税及び地方消費税を含む価格）

### 第3 制限付き一般競争入札参加資格

以下に掲げる事項に該当する方は、入札申込及び入札に参加することはできません。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項又は同条第2項に該当すると認められる者。  
(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない方などが該当します。)
- 2 官公庁の入札及び契約事務に際して、次のいずれかに該当し、その事実があった後3年間を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。

- (1) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (3) 正当な理由無く契約を履行しなかった者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する団体又は構成員
- 4 売払物品を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- 5 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 7 日本語を十分に理解できない者
- 8 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 9 本公告に定める手続きに従って、あらかじめ入札への参加申込み手続きが完了していない者
- 10 本公告内容、契約内容等を理解確認し、承諾し得ない者
- 11 本入札事務に従事又は関係する者

#### 第4 売払物品の公開

次の期間において公開します。

- (1) 日 時 : 令和4年10月25日（木）～令和4年11月9日（水）  
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前10時から午後3時まで
- (2) 場 所 : 大川広域行政組合事務局敷地内  
(香川県さぬき市津田町津田 112 番地 33)  
※現車確認を希望される場合は、事前に大川広域行政組合事務局事業係（電話 0879-42-2740）まで連絡をしてください。  
連絡がない場合は、対応できませんので、予めご了承ください。
- (3) その他 : 現車確認を行わずしても入札に参加できますが、落札者となった場合は、現況を把握のうえ、すべての事項を了承したものとして取り扱うので、ご注意ください。

#### 第5 入札公告から売払物品引き渡しまでの流れ

「別紙1 制限付き一般競争入札公告（物品売払）の流れ」を参照してください。

## 第6 制限付き一般競争入札参加申請

入札参加希望者は、下記のとおり関係書類を大川広域行政組合事務局事業係に提出してください。関係書類は、大川広域行政組合ホームページに公開しています。

(1) 申請期間 : 令和4年10月24日(月)～令和4年11月11日(金)まで  
日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時分から午後4時まで

(2) 申請場所 : 〒769-2401  
香川県さぬき市津田町津田112番地33  
大川広域行政組合事務局事業係  
TEL 0879-42-2740

(3) 申請方法

申込書の提出は、直接持参又は郵送にて提出してください。電子メールやFAXでの申し込みは一切受け付けません。

※郵送で申込書を提出する場合は、令和4年11月10日(木)午後4時必着。また、郵送の場合は必ず「書留郵便」で発送してください。

(4) 提出書類

入札参加申請では、次の書類を提出してください。(提出された書類は返却いたしません。)

ア 個人が申請する場合

- ① 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1)
- ② 運転免許証、パスポート(マイナンバーカード表面の写しでも可)等の身分証明書の写し(1種類。申請者本人の顔写真で判別できるものを要します。)
- ③ さぬき市又は東かがわ市の市税等完納証明書(発行から3カ月以内)  
※写しでも可。さぬき市又は東かがわ市に納税義務のない場合は、提出不要。

提出のあった書類に記載される個人を特定する情報は、当該競争入札資格審査事務に限って収集するもので、法令(警察等の捜査協力を含む。)に定める場合を除き、他に利用し又は他の目的のために使用することはありません。なお、提出書類は、5年間は証拠書類として保存し、その後大川広域行政組合で廃棄処分いたします。

イ 法人が申請する場合

- ① 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1)
- ② 法人登記簿謄本の写し(発行から3カ月以内)
- ③ さぬき市又は東かがわ市の市税等完納証明書(発行から3カ月以内)  
※写しでも可。さぬき市又は東かがわ市に納税義務のない場合は、提出不要。

(5) 入札参加資格審査

申請締切日以降に、大川広域行政組合から入札参加資格決定通知を郵送いたします。

※申請期間内に入札参加申込書を提出していない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできません。

## 第7 質疑及びその回答方法について

### 1 本入札公告に関するもの及び売払物品に関すること

本入札公告や売払物品に関する質疑がある場合は、令和4年11月11日（金）正午までに、大川広域行政組合事務局事業係宛に質疑書（様式第2）で提出してください。

（提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかをお願いします。）

また、公平性を保つため、公開（下見）時の軽微な質疑応答を除き、電話又は窓口等での問い合わせについては一切受け付けません。

質問に対する回答は、令和4年11月21日（月）までに大川広域行政組合ホームページの掲載に一括して行う予定とします。

### 2 その他一般的なもの

上記以外の一般的な質問は、制限付き一般競争入札参加申込書の提出期限までの間に随時受付を行い、必要に応じてその内容を大川広域行政組合ホームページに掲載します。

## 第8 入札手続き等

### (1) 入札書の提出期間

令和4年11月22日（火）から令和4年11月29日（火）まで

午前9時から午後4時まで（郵送の場合は期間内必着）

（留意事項） 入札書の提出は、持参又は郵送の場合のみ受付、電子メール又はファックスによる入札は認めません。

郵送の場合は必ず「書留郵便」で発送してください。

「別紙2 郵便（書留郵便に限る。）で入札書を提出する場合の記載例」を参照してください。

### (2) 提出場所

〒769-2401

香川県さぬき市津田町津田112番地33

大川広域行政組合事務局事業係

### (3) 開札の日時

令和4年11月30日（水）午後2時から

大川広域行政組合事務局3階会議室

入札者のうち、希望される方は、開札に立ち会うことができます。ただし、入札者の代理の方が立ち会う場合は、委任状が必要になります。

### (3) 入札の回数

入札の回数は1回とし、再入札は行いません。

### (4) 入札保証金 免除

### (5) 契約保証金 免除

## 第9 入札の注意事項

- 1 入札書（様式第3）に必要な事項を記載し、記名押印の上、封筒に入れ封印し、封筒表面に入札物品（売払物品）名、入札参加者名、入札書在中を記入した状態で持参若しくは郵送してください。
- 2 郵送の場合は、二重封筒とし、上記1を中封筒とし、外封筒に宛先、入札物品（売払物品）名、入札参加者名、入札書在中を記入し提出してください。
- 3 入札金額には、消費税及び地方消費税を含めない金額を記入してください。落札者となった場合の契約金額は、入札書（様式第3）に記載した金額に消費税及び地方消費税を含めた金額となります。
- 4 入札金額は、入札書（様式第3）に右詰めでアラビア数字をもってインク又は墨（消えるボールペンは不可）で記入し、金額の頭書に「¥」を記入してください。
- 5 理由の如何に関わらず、提出された入札書の書き換え、引換え又は撤回はできませんのでご注意ください。
- 6 入札に係る一切の費用は、入札者の負担とします。

## 第10 落札者の決定

- 1 有効な入札を行った者のうち、予定価格（最低売払額）を超えた最高の価格で応札した者を落札者とします。
- 2 入札結果は、落札者のみに電話連絡（落札者が立ち会っている場合はその時に決定報告）を行います。また後日ホームページで結果を公開いたします。
- 3 落札者となるべき同価の応札者が2名以上いる場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、くじ引きにおいて落札者を決定します。くじ引きの場合は、大川広域行政組合から連絡を行います。なお、くじ引きに参加できない場合は、当該入札に関係のない職員が代理でくじ引きを行います。

## 第11 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書（様式第3）以外の入札書で入札をした者の入札
- (3) 同時に2以上の入札をした者の入札
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者又は必要事項以外のことを記載した者の入札
- (5) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (8) 入札に際し、不正のあった者のした入札
- (9) 入札参加者が協定してした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

## 第12 契約の締結

- 1 落札者は、落札決定の通知を受けた日（電話連絡を受けた日）から7日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く）に契約書（指定書式）及び質疑書（原本）を大川広域行政組合に提出してください。

なお、契約に係る費用は落札者の負担とします。

- 2 契約締結時に下記書類を提出してください。

個人の場合：住民票抄本、印鑑登録証明書

法人の場合：印鑑登録証明書

※いずれも発行日が契約締結日から3カ月以内のもの

## 第13 売買代金の納付

- 1 落札者は、契約締結日から14日以内に売買代金をお支払いください。
- 2 支払い方法は、大川広域行政組合が交付する納入通知書により、指定金融機関等に一括納入ください。なお、振込に係る手数料は落札者の負担とします。

## 第14 所有権移転及び売払物品の引渡し

- 1 当該売払物品の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転します。
- 2 大川広域行政組合は、落札者から売買代金が納入されたことを確認した後、当該売払物品に係る譲渡証明書、自動車検査証（登録識別情報等通知書）等の所有権移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- 3 落札者は、所有権移転登録に必要な書類を受け取った日から14日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に当該売払物品に係る所有権の移転登録を、道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第13条に基づき申請しなければならない。なお、移転登録に要する費用は、落札者の負担とします。
- 4 落札者は、移転登録後、速やかに大川広域行政組合に移転登録完了報告書（様式第4）及び自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを提出してください。
- 5 当該売払物品の引渡しは、大川広域行政組合に上記4の報告があった後に行います。なお、引渡し時に受領書（様式第5）を提出してください。

引渡し場所は、大川広域行政組合事務局敷地内（香川県さぬき市津田町津田 112 番地 33）とします。

## 第15 その他

- 1 売払物品は、経年劣化、キズ、不具合個所が多数あることを十分理解した上で入札することとし、現状有姿のまま引き渡します。また、大川広域行政組合は、契約不適合責任は負いません。
- 2 契約締結後に発生した売払物品の破損、焼失など大川広域行政組合の責に帰すことができない事由による場合においても、代金の減額等及び契約の解除はできません。
- 3 引渡し時は本人確認のため、身分証明書（運転免許証・健康保険所等）を持参くだ

さい。

- 4 引渡し後の当該売払物品の運搬は、落札者の責任において行うものとします。なお、引渡し、運搬に要する費用や登録費用は落札者の負担といたします。

※ その他問い合わせ先

〒769-2401

香川県さぬき市津田町津田112番地33

大川広域行政組合 事務局事業係 電 話 0879(42)2740

FAX 0879(42)5789

メール [o-kouiki@ca.pikara.ne.jp](mailto:o-kouiki@ca.pikara.ne.jp)

第16 トヨタマークIIワゴン写真

正面



右側



左側



リア



メーター廻り



車内（運転席周り）



## 第 17 売払物品諸元

### 1 内訳

名称	トヨタマークIIワゴン
初年度登録年月	平成8年6月
走行距離	124,669キロメートル(令和4年10月末現在)
シャシメーカー	トヨタ自動車
車体番号	GX70-60446●● ※末尾2桁は「●●」として記載しています。
型式	E-GX70G
原動機の型式	1G
乗車定員	5人
燃料の種類	ガソリン
総排気量	1.98L
車体寸法	長さ469cm × 幅169cm × 高さ147cm
車両重量	1300kg
車両総重量	1575kg
駆動方式	2WD
車検満了日	令和5年6月23日
自動車損害賠償責任保険	車検満了日翌日午前12時まで加入済み
ミッション	オートマチック
ハンドル	右ハンドル
タイヤ	ラジアルタイヤ
その他	<p>エンジン、エアコンの始動は公告時に確認していますが、引取り時まで始動することを保証するものではありません。</p> <p>エアバックは非装着となります。</p> <p>走行中、エンジンランプが点灯する場合がありますが、原因は不明です。</p> <p>経年劣化に伴い、タイヤの摩耗やキズ、サビ等があります。</p> <p>老人福祉施設で、利用者の送迎、業務一般に令和4年9月末まで使用していました。</p>

### 2 その他

- (1) 現状有姿での売払いとします。
- (2) エアコンガスは、HFC134a専用です。
- (3) リサイクル料金(7,100円)は、預託済みです。